

議案第42号

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年12月7日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和3年12月20日付け組織改正に伴い、世田谷区教育委員会事務局組織規則を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表以外の部分中「及び担当課」を削り、同表中「教育ICT推進課」を「教育ICT推進課
乳幼児教育・保育支援課」に改め、乳幼児教育・保育支援課の項及び新教育センター整備担当課の項を削り、同条第2項中「及び担当課」を削る。

第4条第1項中「、担当課に担当課長を」を削り、同条第3項中「及び担当課長」及び「又は担当課」を削る。

第5条第2項及び第3項中「及び担当課」を削り、同条第4項及び第6項中「教育研究・研修課、教育相談・支援課及び乳幼児教育・保育支援課」を「乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項の表以外の部分中「各課等」を「各課」に改め、同表教育総務課の部調整係の項第1号及び第16号中「課等」を「課」に改め、同条第2項の表以外の部分中「教育ICT推進担当係長」の次に「、乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の係等」を加え、「、教育相談・支援課及び教育相談・支援課の係等、乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の担当係長等並びに新教育センター整備担当課及び新教育センター整備担当係長」を「並びに教育相談・支援課及び教育相談・支援課の係等」に改め、同表学校職員課の部職員係の項第1号中「教育ICT推進課」の次に「、乳幼児教育・保育支援課」を加え、「、教育相談・支援課、乳幼児教育・保育支援課及び新教育センター整備担当課」を「及び教育相談・支援課」に改め、同項第12号中「教育ICT推進課」の次に「、乳幼児教育・保育支援課」を加え、「、教育相談・支援課、乳幼児教育・保育支援課及び新教育センター整備担当課」を「及び教育相談・支援課」に改め、同表教育ICT推進課の部の次に次のように加える。

乳幼児教育・保育支援課

乳幼児教育・保育支援担当係長

区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関すること。

乳幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関すること。

区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関すること。

公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。

課内他の係等に属しないこと。

教育総合センター管理係

教育総合センターに係る連絡調整に関すること。

教育総合センターの維持管理に関すること。

事業推進担当係長

教育総合センターに係る事業（学校職員課、教育指導課、教育ICT推進課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課並びに課内他の係等が行うものを除く。）の推進及び調整に関すること。

指導主事

教育課程に関すること。

区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。

乳幼児教育・保育施策の推進に関すること。

公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。

教育に関する調査及び研究に関すること。

前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。

第7条第2項の表乳幼児教育・保育支援課の部及び新教育センター整備担当課の部を削る。

附 則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>世田谷区教育委員会事務局組織規則 平成4年3月25日世教委規則第1号</p> | <p>世田谷区教育委員会事務局組織規則 平成4年3月25日世教委規則第1号</p> |
| <p>改正</p> <p>平成4年12月25日世教委規則第19号 平成5年3月25日世教委規則第1号 平成6年3月30日世教委規則第3号 平成7年3月31日世教委規則第7号 平成8年3月29日世教委規則第1号 平成8年10月17日世教委規則第4号 平成9年3月27日世教委規則第1号 平成10年3月26日世教委規則第1号 平成10年7月29日世教委規則第10号 平成11年1月27日世教委規則第1号 平成11年3月25日世教委規則第2号 平成12年3月30日世教委規則第2号 平成13年3月28日世教委規則第4号 平成13年9月28日世教委規則第19号 平成14年1月10日世教委規則第2号 平成14年3月29日世教委規則第6号 平成15年3月25日世教委規則第1号 平成15年10月17日世教委規則第7号 平成16年3月25日世教委規則第4号 平成17年3月25日世教委規則第5号 平成18年3月17日世教委規則第2号 平成19年3月23日世教委規則第1号 平成20年3月27日世教委規則第6号</p> | <p>改正</p> <p>平成4年12月25日世教委規則第19号 平成5年3月25日世教委規則第1号 平成6年3月30日世教委規則第3号 平成7年3月31日世教委規則第7号 平成8年3月29日世教委規則第1号 平成8年10月17日世教委規則第4号 平成9年3月27日世教委規則第1号 平成10年3月26日世教委規則第1号 平成10年7月29日世教委規則第10号 平成11年1月27日世教委規則第1号 平成11年3月25日世教委規則第2号 平成12年3月30日世教委規則第2号 平成13年3月28日世教委規則第4号 平成13年9月28日世教委規則第19号 平成14年1月10日世教委規則第2号 平成14年3月29日世教委規則第6号 平成15年3月25日世教委規則第1号 平成15年10月17日世教委規則第7号 平成16年3月25日世教委規則第4号 平成17年3月25日世教委規則第5号 平成18年3月17日世教委規則第2号 平成19年3月23日世教委規則第1号 平成20年3月27日世教委規則第6号</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>平成21年3月27日世教委規則第4号 平成22年3月29日世教委規則第10号 平成24年3月30日世教委規則第3号 平成25年3月29日世教委規則第1号 平成26年3月14日世教委規則第2号 平成27年3月13日世教委規則第7号 平成28年3月25日世教委規則第8号 平成29年3月17日世教委規則第4号 平成30年3月30日世教委規則第6号 平成30年11月30日世教委規則第14号 平成31年3月29日世教委規則第4号 令和2年3月24日世教委規則第9号 令和3年3月29日世教委規則第2号 <u>令和3年12月10日世教委規則第 号</u></p> | <p>平成21年3月27日世教委規則第4号 平成22年3月29日世教委規則第10号 平成24年3月30日世教委規則第3号 平成25年3月29日世教委規則第1号 平成26年3月14日世教委規則第2号 平成27年3月13日世教委規則第7号 平成28年3月25日世教委規則第8号 平成29年3月17日世教委規則第4号 平成30年3月30日世教委規則第6号 平成30年11月30日世教委規則第14号 平成31年3月29日世教委規則第4号 令和2年3月24日世教委規則第9号 令和3年3月29日世教委規則第2号</p> |
| <p>世田谷区教育委員会事務局組織規則 世田谷区教育委員会事務局処務規則（昭和55年4月世田谷区教育委員会規則第1号）の全部を改正する。</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、世田谷区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し規定することを目的とする。</p> <p>（課の設置等） 第2条 事務局に次の課を置く。 教育総務課 学務課 学校健康推進課 教育環境課</p> | <p>世田谷区教育委員会事務局組織規則 世田谷区教育委員会事務局処務規則（昭和55年4月世田谷区教育委員会規則第1号）の全部を改正する。</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、世田谷区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し規定することを目的とする。</p> <p>（課の設置等） 第2条 事務局に次の課<u>及び担当課</u>を置く。 教育総務課 学務課 学校健康推進課 教育環境課</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>学校職員課 教育指導課 教育ICT推進課 <u>乳幼児教育・保育支援課</u> 教育研究・研修課 教育相談・支援課 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 生涯学習・地域学校連携課</p> <p>2 前項の課の係等は、第7条に定めるとおりとする。 (教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長、教育監等の職及び職責)</p> <p>第3条 事務局に教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長を置く。</p> <p>2 事務局に教育監を置く。 3 事務局に担当部長及び参事を置くことができる。 4 教育総務部長は、世田谷区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 5 教育政策部長、生涯学習部長及び担当部長は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 6 教育監は、教育長の命を受け、教育政策に係る専門的事項に関し、教育長を補佐する。 7 参事は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理する。 (課長等の職及び職責)</p> <p>第4条 課に課長を置く。</p> <p>2 事務局に副参事を置くことができる。 3 課長は、上司の命を受け、その課の事務を掌理し、所属職員を指揮</p> | <p>学校職員課 教育指導課 教育ICT推進課</p> <p>教育研究・研修課 教育相談・支援課 <u>乳幼児教育・保育支援課</u> <u>新教育センター整備担当課</u> 生涯学習・地域学校連携課</p> <p>2 前項の課及び<u>担当課</u>の係等は、第7条に定めるとおりとする。 (教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長、教育監等の職及び職責)</p> <p>第3条 事務局に教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長を置く。</p> <p>2 事務局に教育監を置く。 3 事務局に担当部長及び参事を置くことができる。 4 教育総務部長は、世田谷区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 5 教育政策部長、生涯学習部長及び担当部長は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 6 教育監は、教育長の命を受け、教育政策に係る専門的事項に関し、教育長を補佐する。 7 参事は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理する。 (課長等の職及び職責)</p> <p>第4条 課に課長を、<u>担当課に担当課長を</u>置く。</p> <p>2 事務局に副参事を置くことができる。 3 課長<u>及び担当課長</u>は、上司の命を受け、その課<u>又は担当課</u>の事務</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>監督する。</p> <p>4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。 (係長等の職及び職責)</p> <p>第5条 係に係長を置く。</p> <p>2 課に担当係長を置くことができる。</p> <p>3 係(係を置かないところにあつては、課)に主査を置くことができる。</p> <p>4 教育指導課、<u>乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課</u>に統括指導主事を置くことができる。</p> <p>5 教育指導課に指導主事を置く。</p> <p>6 <u>乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課</u>に指導主事を置くことができる。</p> <p>7 生涯学習・地域学校連携課に社会教育主事を置く。</p> <p>8 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。</p> <p>9 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。</p> <p>10 主査は、上司の命を受け、その係の事務又は担当係長の担任の事務のうち、専門的な事務等処理する。</p> <p>11 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p> <p>12 指導主事は、上司の命を受け、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p> <p>13 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する職務に従事する。 (その他の職員の職責)</p> <p>第6条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。 (事務局の<u>各課</u>の分掌事務等)</p> <p>第7条 事務局の<u>各課</u>(教育総務課、学務課、学校健康推進課及び教育</p> | <p>を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。 (係長等の職及び職責)</p> <p>第5条 係に係長を置く。</p> <p>2 課<u>及び担当課</u>に担当係長を置くことができる。</p> <p>3 係(係を置かないところにあつては、課)<u>及び担当課</u>に主査を置くことができる。</p> <p>4 教育指導課、<u>教育研究・研修課、教育相談・支援課及び乳幼児教育・保育支援課</u>に統括指導主事を置くことができる。</p> <p>5 教育指導課に指導主事を置く。</p> <p>6 <u>教育研究・研修課、教育相談・支援課及び乳幼児教育・保育支援課</u>に指導主事を置くことができる。</p> <p>7 生涯学習・地域学校連携課に社会教育主事を置く。</p> <p>8 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。</p> <p>9 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。</p> <p>10 主査は、上司の命を受け、その係の事務又は担当係長の担任の事務のうち、専門的な事務等処理する。</p> <p>11 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p> <p>12 指導主事は、上司の命を受け、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p> <p>13 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する職務に従事する。 (その他の職員の職責)</p> <p>第6条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。 (事務局の<u>各課等</u>の分掌事務等)</p> <p>第7条 事務局の<u>各課等</u>(教育総務課、学務課、学校健康推進課及び教</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>環境課に限る。)及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 調整係</p> <p>(1) 事務局内他の課及び教育機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 区長部局及び他の行政委員会等との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 事務局の事務事業(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)の進行管理に関すること。</p> <p>(4) 事務局の事務改善(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(5) 世田谷区教育委員会の会議及び秘書に関すること。</p> <p>(6) 事務局の予算、決算及び会計の総括に関すること。</p> <p>(7) 事務局の予算、決算及び会計(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(8) 事務局の職員及び教育機関(区立幼稚園並びに区立小学校及び区立中学校(以下「区立学校」という。)を除く。)に勤務する職員の人事及び福利厚生に関すること。</p> <p>(9) 文書等に係る取扱いの調整に関すること。</p> <p>(10) 情報公開制度の調整に関すること。</p> <p>(11) 個人情報保護制度の調整に関すること。</p> <p>(12) 公印に関すること。</p> <p>(13) 教育機関の設置、廃止及び位置変更に関すること。</p> <p>(14) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(15) 子どもの人権擁護委員に関すること。</p> <p>(16) 事務局内他の課及び課内他の係等に属しないこと。</p> <p>教育計画・事務調整担当係長</p> | <p>育環境課に限る。)及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 調整係</p> <p>(1) 事務局内他の課等及び教育機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 区長部局及び他の行政委員会等との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 事務局の事務事業(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)の進行管理に関すること。</p> <p>(4) 事務局の事務改善(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(5) 世田谷区教育委員会の会議及び秘書に関すること。</p> <p>(6) 事務局の予算、決算及び会計の総括に関すること。</p> <p>(7) 事務局の予算、決算及び会計(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(8) 事務局の職員及び教育機関(区立幼稚園並びに区立小学校及び区立中学校(以下「区立学校」という。)を除く。)に勤務する職員の人事及び福利厚生に関すること。</p> <p>(9) 文書等に係る取扱いの調整に関すること。</p> <p>(10) 情報公開制度の調整に関すること。</p> <p>(11) 個人情報保護制度の調整に関すること。</p> <p>(12) 公印に関すること。</p> <p>(13) 教育機関の設置、廃止及び位置変更に関すること。</p> <p>(14) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(15) 子どもの人権擁護委員に関すること。</p> <p>(16) 事務局内他の課等及び課内他の係等に属しないこと。</p> <p>教育計画・事務調整担当係長</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(1) 教育行政の総合的な計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 事務局の組織の調査及び改廃並びに事案の決定手続に関すること。</p> <p>(3) 教育行政に関する広報に関すること。</p> <p>(4) 校務改善の事務調整に関すること。</p> | <p>(1) 教育行政の総合的な計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 事務局の組織の調査及び改廃並びに事案の決定手続に関すること。</p> <p>(3) 教育行政に関する広報に関すること。</p> <p>(4) 校務改善の事務調整に関すること。</p> |
| <p>経理係</p> | <p>経理係</p> |
| <p>(1) 工事、製造、修繕その他の請負契約に関すること。</p> <p>(2) 車両その他の供給委託等の契約に関すること。</p> <p>(3) 不動産の借入れに関すること。</p> <p>(4) 物品の調達に関すること。</p> <p>(5) 物件検査に関すること。</p> <p>(6) 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>(7) 不用品の処分に関すること。</p> <p>(8) 教育財産の管理の総括に関すること。</p> <p>(9) 教育財産の使用許可に関すること。</p> <p>(10) 教育財産に係る火災保険に関すること。</p> | <p>(1) 工事、製造、修繕その他の請負契約に関すること。</p> <p>(2) 車両その他の供給委託等の契約に関すること。</p> <p>(3) 不動産の借入れに関すること。</p> <p>(4) 物品の調達に関すること。</p> <p>(5) 物件検査に関すること。</p> <p>(6) 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>(7) 不用品の処分に関すること。</p> <p>(8) 教育財産の管理の総括に関すること。</p> <p>(9) 教育財産の使用許可に関すること。</p> <p>(10) 教育財産に係る火災保険に関すること。</p> |
| <p>学務課</p> | <p>学務課</p> |
| <p>学事係</p> | <p>学事係</p> |
| <p>(1) 区立学校の維持運営に関すること。</p> <p>(2) 教材、教具及び管理備品の整備充実に関すること。</p> <p>(3) 要保護及び準要保護世帯の児童及び生徒の就学援助費に関すること。</p> <p>(4) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。</p> <p>(5) 課内他の係等に属しないこと。</p> | <p>(1) 区立学校の維持運営に関すること。</p> <p>(2) 教材、教具及び管理備品の整備充実に関すること。</p> <p>(3) 要保護及び準要保護世帯の児童及び生徒の就学援助費に関すること。</p> <p>(4) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。</p> <p>(5) 課内他の係等に属しないこと。</p> |
| <p>学校運営係</p> | <p>学校運営係</p> |
| <p>(1) 連合行事に関すること。</p> <p>(2) 移動教室その他の校外学習に関すること。</p> <p>(3) 区立校外学園の維持運営に関すること。</p> | <p>(1) 連合行事に関すること。</p> <p>(2) 移動教室その他の校外学習に関すること。</p> <p>(3) 区立校外学園の維持運営に関すること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>就学係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童及び生徒の就学に関する事。 (2) 学級編制に関する事(特別支援学級を除く。) (3) 通学区域に関する事。 (4) 海外帰国児童及び生徒の教育に関する事。 <p>学校健康推進課</p> <p>学校健康推進係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校保健衛生の事業計画及び調整に関する事。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (3) 世田谷区学校保健会に関する事。 (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。 (5) 学校管理下における児童及び生徒の人身事故に関する事。 (6) 課内他の係等に属しない事。 <p>学校給食係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食の計画及び運営に関する事。 (2) 学校給食施設及び設備の維持運営に関する事。 (3) 学校給食の栄養指導に関する事。 (4) 学校給食調理場運営審議会に関する事。 (5) 学校給食調理場との連絡調整に関する事。 <p>公会計担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食費の収納及び管理に関する事。 <p>教育環境課</p> <p>教育環境担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区立学校の適正配置等に係る計画、調整及び進行管理に関する事。 (2) 施設台帳の総括に関する事。 | <p>就学係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童及び生徒の就学に関する事。 (2) 学級編制に関する事(特別支援学級を除く。) (3) 通学区域に関する事。 (4) 海外帰国児童及び生徒の教育に関する事。 <p>学校健康推進課</p> <p>学校健康推進係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校保健衛生の事業計画及び調整に関する事。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (3) 世田谷区学校保健会に関する事。 (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。 (5) 学校管理下における児童及び生徒の人身事故に関する事。 (6) 課内他の係等に属しない事。 <p>学校給食係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食の計画及び運営に関する事。 (2) 学校給食施設及び設備の維持運営に関する事。 (3) 学校給食の栄養指導に関する事。 (4) 学校給食調理場運営審議会に関する事。 (5) 学校給食調理場との連絡調整に関する事。 <p>公会計担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食費の収納及び管理に関する事。 <p>教育環境課</p> <p>教育環境担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区立学校の適正配置等に係る計画、調整及び進行管理に関する事。 (2) 施設台帳の総括に関する事。 |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(3) 学校教育施設の用地取得に関すること。</p> <p>(4) 義務教育施設整備基金に関すること。</p> <p>(5) 学校教育施設の建設及び維持管理に関すること。</p> <p>(6) 学校教育施設の増改築及び改修等に関すること。</p> <p>(7) 学校教育施設の増改築及び改修に係る国庫補助に関すること。</p> <p>(8) 学校教育施設の改築に係る基本構想に関すること。</p> <p>(9) 工事検査に関すること。</p> | <p>(3) 学校教育施設の用地取得に関すること。</p> <p>(4) 義務教育施設整備基金に関すること。</p> <p>(5) 学校教育施設の建設及び維持管理に関すること。</p> <p>(6) 学校教育施設の増改築及び改修等に関すること。</p> <p>(7) 学校教育施設の増改築及び改修に係る国庫補助に関すること。</p> <p>(8) 学校教育施設の改築に係る基本構想に関すること。</p> <p>(9) 工事検査に関すること。</p> |
| <p>2 教育政策部長、学校職員課及び学校職員課の係、教育指導課及び教育指導課の係等、教育ICT推進課及び教育ICT推進担当係長、<u>乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の係等</u>、教育研究・研修課及び教育研究・研修課の担当係長等、<u>並びに教育相談・支援課及び教育相談・支援課の係等</u>の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> | <p>2 教育政策部長、学校職員課及び学校職員課の係、教育指導課及び教育指導課の係等、教育ICT推進課及び教育ICT推進担当係長、教育研究・研修課及び教育研究・研修課の担当係長等、<u>教育相談・支援課及び教育相談・支援課の係等、乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の担当係長等並びに新教育センター整備担当課及び新教育センター整備担当係長</u>の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> |
| <p>学校職員課 職員係</p> <p>(1) 教育指導課、教育ICT推進課、<u>乳幼児教育・保育支援課</u>、教育研究・研修課<u>及び教育相談・支援課</u>との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 教育政策部長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関すること。</p> <p>(3) 教育政策部長の担当事務に係る事務改善に関すること。</p> <p>(4) 教育政策部長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(5) 区立学校との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 学校職員(教職員を除く。以下同じ。)及び教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。)の人事管理に関すること。</p> | <p>学校職員課 職員係</p> <p>(1) 教育指導課、教育ICT推進課、教育研究・研修課、<u>教育相談・支援課、乳幼児教育・保育支援課及び新教育センター整備担当課</u>との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 教育政策部長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関すること。</p> <p>(3) 教育政策部長の担当事務に係る事務改善に関すること。</p> <p>(4) 教育政策部長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(5) 区立学校との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 学校職員(教職員を除く。以下同じ。)及び教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。)の人事管理に関すること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(7) 幼稚園教職員の人事管理に関すること。</p> <p>(8) 幼稚園に係る講師及び補助教員の人事管理に関すること。</p> <p>(9) 学校職員の研修に関すること。</p> <p>(10) 学校職員及び教職員並びに児童及び生徒の表彰に関すること。</p> <p>(11) 職員団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(12) 教育政策部長の担当事務のうち、教育指導課、教育ICT推進課、<u>乳幼児教育・保育支援課</u>、教育研究・研修課及び<u>教育相談・支援課</u>並びに課内他の係に属しないこと。</p> | <p>(7) 幼稚園教職員の人事管理に関すること。</p> <p>(8) 幼稚園に係る講師及び補助教員の人事管理に関すること。</p> <p>(9) 学校職員の研修に関すること。</p> <p>(10) 学校職員及び教職員並びに児童及び生徒の表彰に関すること。</p> <p>(11) 職員団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(12) 教育政策部長の担当事務のうち、教育指導課、教育ICT推進課、教育研究・研修課、<u>教育相談・支援課</u>、<u>乳幼児教育・保育支援課及び新教育センター整備担当課</u>並びに課内他の係に属しないこと。</p> |
| <p>教職員福利係</p> | <p>教職員福利係</p> |
| <p>(1) 学校職員及び教職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(2) 学校職員の共済組合、互助組合及び互助会に関すること。</p> <p>(3) 学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償及び通勤災害補償に関すること。</p> <p>(4) 学校職員及び教職員の衛生管理に関すること。</p> <p>(5) 学校職員及び教職員の被服貸与に関すること。</p> | <p>(1) 学校職員及び教職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(2) 学校職員の共済組合、互助組合及び互助会に関すること。</p> <p>(3) 学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償及び通勤災害補償に関すること。</p> <p>(4) 学校職員及び教職員の衛生管理に関すること。</p> <p>(5) 学校職員及び教職員の被服貸与に関すること。</p> |
| <p>教職員給与係</p> | <p>教職員給与係</p> |
| <p>(1) 学校職員及び教職員の給料、諸手当、旅費等の支給に関すること。</p> <p>(2) 学校職員及び教職員の退職手当の支給に関すること。</p> | <p>(1) 学校職員及び教職員の給料、諸手当、旅費等の支給に関すること。</p> <p>(2) 学校職員及び教職員の退職手当の支給に関すること。</p> |
| <p>教育指導課</p> | <p>教育指導課</p> |
| <p>指導管理係</p> | <p>指導管理係</p> |
| <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の支援及び改善に関すること。</p> <p>(3) 教科用図書の採択及び無償給与その他の教材の取扱いに関すること。</p> | <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の支援及び改善に関すること。</p> <p>(3) 教科用図書の採択及び無償給与その他の教材の取扱いに関すること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(4) 生活指導相談及び巡回教育相談に係る事務に関する こと。</p> <p>(5) 教育課程に関する こと。</p> <p>(6) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導等に係る事務に関する こと。</p> <p>(7) 課内他の係等に属しない こと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関する こと。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路 指導に関する こと。</p> <p>(3) 教職員の研修計画に関する こと。</p> <p>(4) 教科用図書採択その他の教材の取扱いに関する こと。</p> <p>(5) 生活指導相談、巡回教育相談その他教育相談に関する こと。</p> <p>(6) 教育に関する調査及び研究に関する こと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項 の指導及び助言に関する こと。</p> <p>人事係</p> <p>(1) 教職員(幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除 く。)の任免、異動事務その他人事事務に関する こと。</p> <p>(2) 講師及び補助教員(幼稚園に係る者を除く。)の任免その 他人事事務に関する こと。</p> <p>(3) 教職員(幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除 く。)の昇給及び昇格に関する こと。</p> <p>(4) 教職員(幼稚園教職員を除く。)の服務監察に関する こと。</p> <p>教育ICT推進課 教育ICT推進担当係長</p> | <p>(4) 生活指導相談及び巡回教育相談に係る事務に関する こと。</p> <p>(5) 教育課程に関する こと。</p> <p>(6) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導等に係る事務に関する こと。</p> <p>(7) 課内他の係等に属しない こと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関する こと。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路 指導に関する こと。</p> <p>(3) 教職員の研修計画に関する こと。</p> <p>(4) 教科用図書採択その他の教材の取扱いに関する こと。</p> <p>(5) 生活指導相談、巡回教育相談その他教育相談に関する こと。</p> <p>(6) 教育に関する調査及び研究に関する こと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項 の指導及び助言に関する こと。</p> <p>人事係</p> <p>(1) 教職員(幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除 く。)の任免、異動事務その他人事事務に関する こと。</p> <p>(2) 講師及び補助教員(幼稚園に係る者を除く。)の任免その 他人事事務に関する こと。</p> <p>(3) 教職員(幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除 く。)の昇給及び昇格に関する こと。</p> <p>(4) 教職員(幼稚園教職員を除く。)の服務監察に関する こと。</p> <p>教育ICT推進課 教育ICT推進担当係長</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(1) 事務局並びに区立幼稚園及び区立学校の情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 区立学校の教育ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</p> <p>(3) 区立学校の校務ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</p> | <p>(1) 事務局並びに区立幼稚園及び区立学校の情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 区立学校の教育ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</p> <p>(3) 区立学校の校務ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</p> |
| <p><u>乳幼児教育・保育支援課</u></p> <p><u>乳幼児教育・保育支援担当係長</u></p> <p><u>(1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関すること。</u></p> <p><u>(2) 乳幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関すること。</u></p> <p><u>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</u></p> <p><u>(5) 課内他の係等に属しないこと。</u></p> <p><u>教育総合センター管理係</u></p> <p><u>(1) 教育総合センターに係る連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教育総合センターの維持管理に関すること。</u></p> <p><u>事業推進担当係長</u></p> <p><u>(1) 教育総合センターに係る事業(学校職員課、教育指導課、教育ICT推進課, 教育研究・研修課及び教育相談・支援課並びに課内他の係等が行うものを除く。)の推進及び調整に関すること。</u></p> <p><u>指導主事</u></p> <p><u>(1) 教育課程に関すること。</u></p> <p><u>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>(3) 乳幼児教育・保育施策の推進に関すること。</u> <u>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</u> <u>(5) 教育に関する調査及び研究に関すること。</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</u></p> <p>教育研究・研修課 教育研究・研修推進担当係長 (1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。 (2) 学校経営、研究及び研修の支援並びにこれらの改善に関すること。 (3) 教育に関する調査及び研究に関すること。 (4) 指導主事に属しないこと。</p> <p>指導主事 (1) 教育課程に関すること。 (2) 教職員の研修計画に関すること。 (3) 教育に関する調査及び研究に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>教育相談・支援課 教育相談係 (1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。 (2) 教育相談に係る事務事業に関すること。 (3) 教育相談に係る学務課及び教育指導課との連絡調整に関すること。 (4) 不登校児童・生徒の教育に関すること。 (5) 課内他の係等に属しないこと。</p> <p>指導主事 (1) 教育課程に関すること。</p> | <p>教育研究・研修課 教育研究・研修推進担当係長 (1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。 (2) 学校経営、研究及び研修の支援並びにこれらの改善に関すること。 (3) 教育に関する調査及び研究に関すること。 (4) 指導主事に属しないこと。</p> <p>指導主事 (1) 教育課程に関すること。 (2) 教職員の研修計画に関すること。 (3) 教育に関する調査及び研究に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>教育相談・支援課 教育相談係 (1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。 (2) 教育相談に係る事務事業に関すること。 (3) 教育相談に係る学務課及び教育指導課との連絡調整に関すること。 (4) 不登校児童・生徒の教育に関すること。 (5) 課内他の係等に属しないこと。</p> <p>指導主事 (1) 教育課程に関すること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に関すること。</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> | <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に関すること。</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> |
| <p>教育支援担当係長</p> <p>(1) 特別支援学級の維持運営に関すること。</p> <p>(2) 特別支援学級の学級編制に関すること。</p> <p>(3) 就学相談に関すること。</p> <p>(4) 特別支援教育の推進に関すること。</p> | <p>教育支援担当係長</p> <p>(1) 特別支援学級の維持運営に関すること。</p> <p>(2) 特別支援学級の学級編制に関すること。</p> <p>(3) 就学相談に関すること。</p> <p>(4) 特別支援教育の推進に関すること。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>乳幼児教育・保育支援課</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>乳幼児教育・保育支援担当係長</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関すること。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(2) 乳幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関すること。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関すること。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(5) 指導主事に属しないこと。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>指導主事</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(1) 教育課程に関すること。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(3) 乳幼児教育・保育施策の推進に関すること。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(5) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | |
| <p><u>(削除)</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>3 生涯学習部長、生涯学習・地域学校連携課及び生涯学習・地域学校連携課の係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。 生涯学習・地域学校連携課 社会教育係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中央図書館及び郷土資料館との連絡調整に関する事。 (2) 生涯学習部長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関する事。 (3) 生涯学習部長の担当事務に係る事務改善に関する事。 (4) 生涯学習部長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関する事。 (5) 生涯学習の計画及び調整に関する事。 (6) 生涯学習・社会教育事業の推進に関する事。 (7) 社会教育委員に関する事。 (8) 青少年委員に関する事。 (9) 青少年教育に関する事。 (10) 成人教育に関する事。 (11) P T A活動の推進に関する事。 (12) 課内他の係等に属しないこと。 <p>社会教育担当係長（社会教育主事）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習・社会教育に係る助言及び指導に関する事。 (2) 生涯学習・社会教育に関する計画及び事業の立案に当たって専門的立場からの参画に関する事。 <p>団体支援担当係長</p> | <p>の指導及び助言に関する事。</p> <p>新教育センター整備担当課 新教育センター整備担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新教育センターの整備に係る計画及び事業運営の調整に関する事。 <p>3 生涯学習部長、生涯学習・地域学校連携課及び生涯学習・地域学校連携課の係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。 生涯学習・地域学校連携課 社会教育係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中央図書館及び郷土資料館との連絡調整に関する事。 (2) 生涯学習部長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関する事。 (3) 生涯学習部長の担当事務に係る事務改善に関する事。 (4) 生涯学習部長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関する事。 (5) 生涯学習の計画及び調整に関する事。 (6) 生涯学習・社会教育事業の推進に関する事。 (7) 社会教育委員に関する事。 (8) 青少年委員に関する事。 (9) 青少年教育に関する事。 (10) 成人教育に関する事。 (11) P T A活動の推進に関する事。 (12) 課内他の係等に属しないこと。 <p>社会教育担当係長（社会教育主事）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習・社会教育に係る助言及び指導に関する事。 (2) 生涯学習・社会教育に関する計画及び事業の立案に当たって専門的立場からの参画に関する事。 <p>団体支援担当係長</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(1) 社会教育関係団体(社会体育関係団体を除く。)の支援に関すること。</p> <p>(2) 音楽、美術その他文化の振興に関すること。</p> <p>福祉教育担当係長</p> <p>(1) 福祉教育に関すること。</p> <p>(2) 障害者の学級に関すること。</p> <p>地域学校連携担当係長</p> <p>(1) 学校運営協議会の設置及び運営支援に関すること。</p> <p>(2) 児童の放課後の遊び場並びに児童及び生徒の課外活動に関すること。</p> <p>(3) 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。</p> <p>(4) 区立学校のスポーツ活動の支援に関すること。</p> <p>(5) 区立学校施設の利用及び利用に係る調整に関すること。</p> <p>(6) 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。</p> <p>文化財係</p> <p>(1) 文化財及び埋蔵文化財の保存、調査及び活用に関すること。</p> <p>(2) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(3) 文化財保護団体に関すること。</p> <p>(4) 民家園係及び郷土資料館との文化財保護に係る調整に関すること。</p> <p>(5) 宇奈根考古資料室の管理運営に関すること。</p> <p>民家園係</p> <p>(1) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の維持運営に関すること。</p> <p>(2) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の行事の開催に関すること。</p> <p>(3) 民俗資料の収集、調査及び活用に関すること。</p> | <p>(1) 社会教育関係団体(社会体育関係団体を除く。)の支援に関すること。</p> <p>(2) 音楽、美術その他文化の振興に関すること。</p> <p>福祉教育担当係長</p> <p>(1) 福祉教育に関すること。</p> <p>(2) 障害者の学級に関すること。</p> <p>地域学校連携担当係長</p> <p>(1) 学校運営協議会の設置及び運営支援に関すること。</p> <p>(2) 児童の放課後の遊び場並びに児童及び生徒の課外活動に関すること。</p> <p>(3) 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。</p> <p>(4) 区立学校のスポーツ活動の支援に関すること。</p> <p>(5) 区立学校施設の利用及び利用に係る調整に関すること。</p> <p>(6) 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。</p> <p>文化財係</p> <p>(1) 文化財及び埋蔵文化財の保存、調査及び活用に関すること。</p> <p>(2) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(3) 文化財保護団体に関すること。</p> <p>(4) 民家園係及び郷土資料館との文化財保護に係る調整に関すること。</p> <p>(5) 宇奈根考古資料室の管理運営に関すること。</p> <p>民家園係</p> <p>(1) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の維持運営に関すること。</p> <p>(2) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の行事の開催に関すること。</p> <p>(3) 民俗資料の収集、調査及び活用に関すること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(文書等の取扱い)</p> <p>第8条 文書等の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。</p> <p>(服務)</p> <p>第9条 職員の服務については、別に定める場合を除き、区長部局の職員の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成4年12月25日世教委規則第19号)</p> <p>この規則は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成5年3月25日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成6年3月30日世教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成7年3月31日世教委規則第7号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成8年3月29日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成8年10月17日世教委規則第4号)</p> <p>この規則は、平成8年11月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成9年3月27日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年3月26日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年7月29日世教委規則第10号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成11年1月27日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成11年2月1日から施行する。</p> | <p>(文書等の取扱い)</p> <p>第8条 文書等の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。</p> <p>(服務)</p> <p>第9条 職員の服務については、別に定める場合を除き、区長部局の職員の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成4年12月25日世教委規則第19号)</p> <p>この規則は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成5年3月25日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成6年3月30日世教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成7年3月31日世教委規則第7号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成8年3月29日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成8年10月17日世教委規則第4号)</p> <p>この規則は、平成8年11月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成9年3月27日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年3月26日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年7月29日世教委規則第10号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成11年1月27日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成11年2月1日から施行する。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>附 則（平成11年3月25日世教委規則第2号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成11年3月25日世教委規則第2号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成12年3月30日世教委規則第2号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成12年3月30日世教委規則第2号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成13年3月28日世教委規則第4号） この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成13年3月28日世教委規則第4号） この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成13年9月28日世教委規則第19号） この規則は、平成13年10月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成13年9月28日世教委規則第19号） この規則は、平成13年10月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成14年1月10日世教委規則第2号） この規則は、平成14年1月11日から施行する。</p> | <p>附 則（平成14年1月10日世教委規則第2号） この規則は、平成14年1月11日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成14年3月29日世教委規則第6号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成14年3月29日世教委規則第6号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成15年3月25日世教委規則第1号） この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成15年3月25日世教委規則第1号） この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成15年10月17日世教委規則第7号） この規則は、公布の日から施行する。</p> | <p>附 則（平成15年10月17日世教委規則第7号） この規則は、公布の日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成16年3月25日世教委規則第4号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成16年3月25日世教委規則第4号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成17年3月25日世教委規則第5号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成17年3月25日世教委規則第5号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成18年3月17日世教委規則第2号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成18年3月17日世教委規則第2号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成19年3月23日世教委規則第1号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成19年3月23日世教委規則第1号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成20年3月27日世教委規則第6号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成20年3月27日世教委規則第6号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則（平成21年3月27日世教委規則第4号） この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則（平成21年3月27日世教委規則第4号） この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>附 則（平成22年3月29日世教委規則第10号） この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日世教委規則第3号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年3月29日世教委規則第1号） この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年3月14日世教委規則第2号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月13日世教委規則第7号） この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月25日世教委規則第8号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月17日世教委規則第4号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日世教委規則第6号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日世教委規則第14号） この規則は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年3月29日世教委規則第4号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月24日世教委規則第9号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月29日世教委規則第2号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和3年12月10日世教委規則第 号）</u> <u>この規則は、令和3年12月20日から施行する。</u></p> | <p>附 則（平成22年3月29日世教委規則第10号） この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日世教委規則第3号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年3月29日世教委規則第1号） この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年3月14日世教委規則第2号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月13日世教委規則第7号） この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月25日世教委規則第8号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月17日世教委規則第4号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日世教委規則第6号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日世教委規則第14号） この規則は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年3月29日世教委規則第4号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月24日世教委規則第9号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月29日世教委規則第2号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> |